

【資料 4】

鹿児島県内水面
漁場管理委員会資料
令和 7 年 1 月 23 日

【議題 4】

遊漁規則の認可について（諮問）

水 振 第 7 0 7 号
令和 7 年 1 月 23 日
(水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

遊漁規則の認可について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項に基づく遊漁規則
の変更認可申請があったので、同条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

鹿内共第 13 号に係る遊漁規則の変更認可申請について

令和 7 年 1 月 水産振興課

1 申請者

霧島天降川漁業協同組合（鹿内共第 13 号）

2 変更申請理由

日当山天降川漁業協同組合，松永漁業協同組合，手籠川漁業協同組合が合併し，霧島天降川漁業協同組合が設立されたことに伴う規則の変更認可。

3 変更認可申請内容

- ・ 合併前の各漁業協同組合の遊漁規則を一本化。
- ・ 遊漁料の変更

遊漁料の種類		改正前			改正後
魚種	漁具・漁法	日当山天降川	松永	手籠川	霧島天降川
あゆ	手釣，竿釣，たも網	1,000円			2,000円
	投網	2,000円			3,000円
こい	手釣，竿釣，たも網	1,000円			2,000円
	投網	2,000円			3,000円
うなぎ	竿釣，筒，はえ縄	1,000円			2,000円

※改正後は，各水系で遊漁が可能

4 総会での議決

今回の遊漁規則の変更認可申請にあたり，申請者は水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 48 条第 1 項第 9 号及び第 49 条第 1 項の規定に基づき，総会（総代会）の過半数の同意を得ている。詳細については以下のとおり。

漁協名	日当山天降川漁協	松永漁協	手籠川漁協
総会開催日	令和 6 年 10 月 6 日	令和 6 年 10 月 6 日	令和 6 年 9 月 21 日
総組合員数	38 名	42 名	31 名
出席組合員数	35 名	35 名	18 名
賛成数	35 名	32 名	17 名

霧島天降川漁業協同組合
鹿内共第 13 号第 5 種共同漁業権遊漁規則（案）

（目的）

第 1 条 この規則は、霧島天降川漁業協同組合が免許を受けた鹿内共第 13 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

- 第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第 12 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具・漁 法	規 模
投網（すくい網を含む）	（あゆ） 網目径 1.0cm 以上 （こい） 網目径 5.0cm 以上
たも網	（あゆ） 網目径 1.5cm 以上

- 2 川舟、やな漁、たて網、かすみ網による漁法は禁止する。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて 公表する期間内 小鹿野滝より上流は7月1日から12月31日まで
こ い	6月1日から2月末日までの期間内で組合が定めて 公表する期間内
う な ぎ	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて 公表する期間内

2 前項の公表は、組合及び組合が委託するお店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる期間は採捕してはならない。

魚 種	期 間
う な ぎ	10月1日～2月末日

(禁止区域)

第6条 第4条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の区域及びウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

【天降川水系】

ア 漁法	イ 区 域	ウ 期 間
全漁法	轟呂1基点より上流80m	自1月1日至12月31日
〃	並石石堤から上下150m	〃
〃	新川発電所取入口石堤上下50m	〃
〃	霧島川合流点から日当山橋まで	自10月15日至11月30日
投網	新川発電所取入口から日当山橋まで	自1月1日至12月31日
〃	霧島川合流点から泉帯橋下流の関より100m下流まで	自10月15日至12月31日

【霧島川水系】

ア 漁法	イ 区 域	ウ 期 間
全漁法	霧島市隼人町松永花山堰堤上流端から、上流下流各 50m 以内の流域	自 1 月 1 日至 12 月 31 日
〃	霧島市隼人町松永、松永用水堰堤上流端から、上流下流各 15m 以内の流域	自 1 月 1 日至 12 月 31 日
〃	霧島市牧園町持松、小鹿野滝から上流 360m、下流 180m 以内の流域	自 1 月 1 日至 12 月 31 日
〃	霧島市牧園町持松、発電所取水堰堤上流端から、上流下流各 90m 以内の流域	自 1 月 1 日至 12 月 31 日
投網	霧島市隼人町松永、松永用水堰堤から上流、霧島町までの全水域	自 1 月 1 日至 12 月 31 日
全漁法	霧島市隼人町松永、天降川と霧島川の合流地点から武安橋までの流域	自 10 月 15 日至 12 月 31 日

【手籠川水系】

ア 漁法	イ 区 域	ウ 期 間
全漁法	平溝堰下流の淵全長 20m	自 1 月 1 日至 12 月 31 日

(全長制限)

第 7 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	10 センチメートル
こ い	20 センチメートル
う な ぎ	21 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 8 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第 1 号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とする。

漁 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ	手釣、竿釣、たも網、 投網	年間 2,000 円（手釣,竿釣,たも網） 〃 3,000 円（投網）
こ い	突場、手釣、竿釣、投網	同上
うなぎ	穴釣、竿釣、筒採、はえ縄	年間 2,000 円

2 遊漁料は、次に掲げる場所に納付しなければならない。ただし規定遊漁の場合には該当遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 霧島天降川漁業協同組合事務所（霧島市隼人町西光寺 745-1）
- (2) 田代ドライブイン（霧島市隼人町西光寺 745-1）
- (3) 田代鮮魚（霧島市隼人町嘉例川 4383-8）
- (4) つりぐの BB（霧島市隼人町真孝 350-1）
- (5) 浜崎釣具店（霧島市国分福島 3 丁目 8-25）
- (6) ファミリーマートはとや松永店（霧島市隼人町松永 1 丁目 215）
- (7) かみまき農機（霧島市隼人町松永 2392-12）

（遊漁承認証に関する事項）

第 9 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額
- (4) 魚種
- (5) 漁具・漁法
- (6) 鮎産卵場禁止期間・区域
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 10 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域
轟呂 1 基点より上流・・・・・・・・80m
並石石堤から上下・・・・・・・・150m
新川発電所取入口石堤上下・・・・50m

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告などのために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

1 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日（令和 年 月 日）から効力を生ずる。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）抜粋

（遊漁規則）

第一百七十条

内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 遊漁についての制限の範囲
- 二 遊漁料の額及びその納付の方法
- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6（略）

7（略）

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。